

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 日

賃貸住宅関係団体 御中
不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、民間賃貸住宅に居住している方の中には、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮する事案も生じているところです。

貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

つきましては、居住者から相談を受けた場合には、各自治体にある「住居確保給付金」の窓口である「生活困窮者自立支援制度の相談窓口（参考 1）」や「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報（参考 2）」を相談者にご紹介いただくなどの対応もお願いいたします。

なお、金融庁より金融機関に対し、賃貸事業者を含む事業者や個人の有するローンについて、返済猶予など条件変更迅速かつ柔軟に対応するよう要請がなされているところであり、この点に関してもあわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます（参考 3）。

また、生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しましては、既に情報提供したところですが、家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付することとされましたので、あわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考 1）

○自立相談支援機関の相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

（参考 2）

○『新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報』

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html

（参考 3）

○『新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ』

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>

福祉・介護

制度の紹介

[生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。](#)

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まります。
生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されます。

働きたくても働けない、住む所がない、など、まずは地域の相談窓口にご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、
専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機

関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

詳しくは、お住まいの都道府県・市にお問い合わせください。



 [令和元年度自立相談支援機関窓口情報（1月1日現在）](#) 

 [制度紹介リーフレット（1ページ目）](#)  [PDF形式：261KB]

 [制度紹介リーフレット（2ページ目）](#)  [PDF形式：801KB]

 [制度紹介リーフレット（3ページ目）](#)  [PDF形式：864KB]

 [制度紹介リーフレット（4ページ目）※自治体での記載用のため枠デザインのみ](#)  [PDF形式：224KB]

 [就労訓練事業に関するパンフレット（PDF版）](#)  [PDF形式：12,362KB]

 [就労訓練事業に関するパンフレット（Word版）](#)  [DOC形式：1,580KB]

 [新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆さまへ](#) 



新型コロナウイルス感染症 ご利用ください お役立ち情報

健康への心配、売上げ減少への不安など、皆様の「困りごと、不安」に応じた関連情報へアクセスしやすくしました。
生活と雇用を守るための支援策（緊急経済対策）については、こちらをご覧ください。
 新型コロナウイルス感染症に関連した不審な電話やメールにご注意ください。心配な方は、「188」へお電話ください。
 また、助成金や補助金に関連した不審な勧誘にご注意ください。それぞれの支援策の内容のご確認、ご相談いただく場合の窓口はこちらです。

「困りごと、不安」に応じた支援情報

(1) ご自分やご家族の健康不安の解消策

健康不安に関するお問い合わせは、0120-565653（厚生労働省電話相談窓口）までお願い致します。（※）9:00～21:00、土日祝日も実施しています。

- ▶ 医者の診断を受けたい、PCRによる検診を受けたい、発症時のベッドは十分か？など
- ▶ 家族に高齢者・基礎疾患者がいるが、何に気をつけたらよいか
- ▶ 高齢者施設に居る高齢者のために、何に気をつけたらよいか
- ▶ 家族に妊婦 や乳幼児 がいるが、何に気をつけたらよいか



(2) マスク、消毒用アルコール、トイレトペーパーの不足

- ▶ 供給・流通の現状
- ▶ どのような施設から優先的に供給するのか？



(3) どのような薬を期待できるのか？また、それらの薬の開発、実用化の用途は？費用負担は？

(4) 生活資金の枯渇、事業の売上の激減への対応策

- ▶ 売上げの激減で、事業を継続できない
- ▶ 収入が減って、生活資金が枯渇してしまう
 ※リンク先にて、パンフレット「一時的な資金の緊急貸付に関するご案内」をご覧ください。

- ▶ 上下水道、公営ガス 、電気・ガス 、携帯電話、固定電話・インターネットサービス の料金も支払えない
- ▶ 従業員への給与を支給できない
- ▶ 資金繰りがつかないと倒産が心配。新規借入れや既往債務の返済猶予の申請や相談はどこでできるのか？簡易な手続きで貸してくれるのか？
- ▶ 返済不要の補助金には、どのようなものがあるのか？
- ▶ 注文どおり仕上げたのに、注文の取消しをされた
- ▶ 資金繰りがつかず、税金（国税 ・地方税 ）や社会保険料 の支払いができない



(5) イベント等の開催について、注意することはありますか？

(6) 子どもの学校再開の見通しは？



(7) 子供の休校による悩みへの対応策

- ▶ 子供の授業の遅れの取り戻し策は？
- ▶ 子供が自宅等で勉強する際に活用できる情報は？
- ▶ 家にいる時間が長引き、子供の運動不足が心配です
- ▶ 給食費は返還されますか？その手続きは？



(8) 外国との往来

- ▶ 中国や欧州をはじめ海外の進出先に駐在し、現在、一時帰国している社員を、現地に戻せるのは、いつ頃か？



(9) 雇用の不安、内定の取消し

- ▶ 内定先から内定を取り消された。現在の会社から解雇されそうだ

(10) 怪しげな電話・メール等

- ▶ 新型コロナウイルスに関連して不審な電話やメールがあり、相談したい
- ▶ 新型コロナウイルスに関する調査と称してクレジットカード番号等を尋ねる怪しい連絡があった
- ▶ 助成金が出るので手続きのために口座を登録してほしいという連絡があった（警察庁 ・金融庁 ）



(11) 公共料金などの期限

- ▶ 納税（国税 ㊦、地方税 ㊦）、運転免許 ㊦、車検証 ㊦、社会保険(年金 ㊦など)、公共料金（上下水道、公営ガス ㊦、電気・ガス ㊦、携帯電話、固定電話・インターネットサービス ㊦など）の納期が迫っているが猶予できるか？

(12) 相談窓口

- ▶ いろいろな支援策はあるが、必要事項、書類など、関係省庁が多く、また、国も自治体もあるので、どこに申し込んだら良いのか？簡単に知りたい ㊦



[▲項目TOPへ戻る](#)

健康への心配、売上げ減少への不安など

©Cabinet Public Relations Office, Cabinet Secretariat.

新型コロナウイルス感染症の影響による 資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ

資金繰りやローンの返済等でお困りのことはありませんか？
取引先の金融機関の相談窓口へ積極的にご相談ください。

銀行等においては、迅速かつ柔軟に事業者・個人
の皆様の支援に取り組んでいますので
お取引先の銀行等へ積極的にご相談ください



具体的な支援策(新規融資・条件変更)

- ・新規融資をお願いしたい。
- ・既往債務の返済猶予について相談したい。
- ・住宅ローン等の返済猶予について相談したい。
- ・政府系金融機関の活用を検討したい。



事業者・個人の皆様

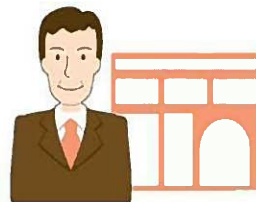
新規融資・既往
債務の返済猶予

相談

迅速かつ柔軟に

つなぎ融資や、
返済猶予等の条件
変更

まずはお取引先の
銀行等へ積極的
にご相談ください！！



民間金融機関

協調・連携

新規融資の相談

セーフティネット貸付による支援



政府系金融機関

**金融機関は事業者のニーズを踏まえた必要な支援を実施します。
個人の事業性ローン、住宅ローン等についても必要な支援を実施します。**

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた 事業者・個人の皆様の支援に係る金融庁の施策について

令和2年3月6日

金融庁は、金融機関に対し以下の通り要請しております。(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

各民間金融機関におかれては、従来より事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知していますが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面です。2月7日の要請以降も、海外旅行者だけでなく国内旅行者の減少による観光業者の売上減少や中国からの部品・材料の調達難等による製造業者の生産減少等に伴う、事業者からの資金繰りに係る不安の声や、業種を問わず非常に多く寄せられているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、

- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- ・ こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願います。

【お問い合わせ先】

■ 金融庁の相談窓口 (受付時間：平日 午前10時～午後5時)

◎ 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル

0120-156811 (フリーダイヤル)

※ IP 電話からは 03-5251-6813 におかけください。

■ 各財務局の相談窓口

◎ [北海道財務局](#) 011-729-0177

◎ [近畿財務局](#) 06-6949-6530

◎ [東北財務局](#) 0120-917-993

◎ [中国財務局](#) 0120-99-0028

◎ [関東財務局](#) 048-615-1779

◎ [四国財務局](#) 087-811-7803

◎ [北陸財務局](#) 076-208-6711

◎ [九州財務局](#) 096-353-6352

◎ [東海財務局](#) 052-687-1887

◎ [福岡財務支局](#) 092-433-8066

◎ [沖縄総合事務局](#) 098-866-0095

■ 銀行協会・政府系金融等の相談窓口

◎ [全国銀行協会](#) 050-3385-6091

◎ [日本政策金融公庫](#) 0120-154-505

◎ [全国信用金庫協会](#) 03-3517-5825

◎ [沖縄振興開発金融公庫](#) 098-941-1795

◎ [全国信用組合中央協会](#) 03-3567-2456

◎ [商工組合中央金庫](#) 0120-542-711

◎ [日本政策投資銀行](#) 0120-598-600

■ 事業者の皆様へのご支援策

経済産業省ホームページの特設ページに様々な支援メニューが掲載されています。

経済産業省 [新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索